

令和4年2月21日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和3年度 2月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

2月18日付開催予定の泉区連合自治会町内会長会定例会については、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置延長のため書面開催とさせていただきましたが、各自治会町内会長への情報提供として2月分の資料を次のとおり送付いたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	泉区更生保護だより「明るい社会」の発行について 区連会議題2 【泉区更生保護協会】	1部
2	「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」に関するパブリックコメントの実施について 区連会議題3 【財政局財政課】	1部
3	放置自転車等 保管場所の統廃合について 区連会議題4 【道路局交通安全・自転車政策課】	1部
4	住宅用防災機器に関する情報提供及びチラシの配付について 区連会議題5 【泉消防署総務・予防課】	1部
5	住民税非課世帯等に対する臨時特別給付金について 区連会議題7 【健康福祉局総務課】	1部
6	広報紙の配布について 区連会議題8 【泉区区政推進課】	1部
7	地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願い 区連会議題9 【泉土木事務所】	1部
8	泉区民児協だより「いずみのぬくもり 第11号」の発行について 区連会議題11 【泉区福祉保健課】	1部
9	ワクチンニュース第11号の発行について 区連会議題18 【健康福祉局健康安全課】	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：森田 TEL 800-2391

和泉中央南ハイツ自治会

佐藤 茂 様

泉区区政推進課長 河村 信之

令和3年度下半期広報紙配布謝金の振込みについて（通知）

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市広報行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度下半期広報紙配布謝金を令和4年3月31日（木）までに、指定口座へ振り込ませていただく予定です。

貴団体におかれましては、下記内容を御確認くださいよう、お願いいたします。

1 広報紙配布謝金 20,350 円 (@17円×740部+@21円×370部)

金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 受取人名
横浜 和泉 普通 6007 *** イズミチュウナンハイツ中央 カイシャ サトウ シゲル

※口座番号の下3桁は省略しています

（参考）算出根拠

（単位：部）

配布団体名	対象月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10,12,1,3月の計	11,2月(網掛の月)の計	下半期計
		2紙	3紙	2紙	2紙	3紙	2紙			
和泉中央南ハイツ自治会		185	185	185	185	185	185	740	370	1,110

※1部あたりの単価 10,12,1,3月 ……広報よこはま9円+県のたより8円=17円

11,2月(網掛の月) ……広報よこはま9円+県のたより8円

+ヨコハマ議会だより4円=21円

2 配布部数の確認

上記配布部数及び配布金額等を御確認いただき、**同封の返信用はがきにより、令和4年3月10日（必着）**までに必ず御報告いただきますようお願いいたします。

部数に差異がある場合は、返信用はがきの（ ）内に正しい部数を記入してください。

御報告いただいた部数をもって配布謝金の支払いをしますので、差異がない場合も（ ）内に部数を御記入のうえ、必ず御返信ください。

3 添付書類

広報紙配布部数確認用返信はがき

担当：泉区区政推進課広報相談係 河野・鳥居・本間

E-mail: iz-koho@city.yokohama.jp

TEL 045-800-2335

FAX 045-800-2506

泉区連長会資料
令和4年2月18日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区更生保護協会
会長 深川 敦子 (泉区長)
泉 保 護 司 会
会長 内藤 光雄
泉区更生保護女性会
会長 市川 千栄子

泉区更生保護だより「明るい社会」の発行について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会づくりや、更生保護活動にご支援とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、泉区更生保護協会に係る会費納入をはじめ、社会を明るくする運動の周知啓発にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

この度、泉区更生保護だより「明るい社会」を発行いたしました。ご多用の折誠に恐縮ですが、ご高覧いただければ幸いです。

【事務局】

泉区社会福祉協議会
電話：802-2150
担当：齋藤

横浜市泉区更生保護だより

明るい社会

令和4(2022)年 2月

編集・発行

横浜市泉区更生保護協会

会長(区長) 深川 敦子

横浜市泉保護司会

会長 内藤 光雄

横浜市泉区更生保護女性会

会長 市川 千栄子

〒245-0023

横浜市泉区和泉中央南 5-4-13

泉区社会福祉協議会内

電話 045-802-2150

FAX 045-804-6042

「身近な地域で支え合い、 安心して暮らせるまちをめざして」

泉保護司会・泉区更生保護女性会の皆様には、日ごろからの更生保護活動はもとより、次代を担う青少年の健全育成、子育て支援など多くの活動に取り組まれていますことに、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの地域活動が影響を受けている中で、地域でのつながりや顔の見える関係づくりがこれまで以上に求められています。

地域の防犯に関しても、非行や犯罪を未然に防ぐことが大切であることはもちろんですが、過ちを犯してしまった人の立ち直りを支援していくこともまた重要であり、身近な地域で支え合い、助け合える環境が必要です。

泉区では、身近な地域での支え合いの仕組みづくりを目的とした「泉わくわくプラン（第4期 泉区地域福祉保健計画）」(令和3年度～7年度)を策定しました。防犯・防災に関する取組を含め、地域に住む誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちをめざして、この計画を推進してまいります。

今後とも皆様には、これまで培った豊かな経験に基づき、お力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

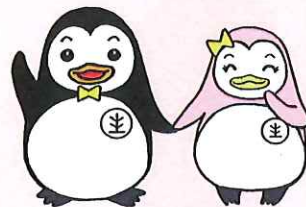


泉区長 深川 敦子

更生保護とは

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。



保護司とは...

罪を犯して保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのる他、時に助言も行う更生保護のボランティアで、法務大臣が委嘱します。

泉区では26人の保護司が活動しています。

更生保護女性会とは...

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティアです。現在泉区では173人が活動しています。



自治会町内会長 各位

財政局財政課財政担当課長

区連会 2 月定例会議題の資料配布について

区連会 2 月定例会でご説明した資料について、送付させていただきます。

記

- ・ 当日説明資料
- ・ パブリックコメント用リーフレット

以上

定例会当日に地区連長に配布しました「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」冊子については、今回同封しておりません。

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」冊子は、区役所、市立図書館、横浜市市民情報センター、財政課窓口で閲覧可能なほか、下記ウェブページにて、データでご覧いただけます。

＜財政局財政課ウェブページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>

担当：財政局財政部財政課 高瀬、杉田、松永

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail: za-zaisei@city.yokohama.jp

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

1 趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定します。

財政ビジョン策定にあたり、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、素案をもとにパブリックコメントを実施します。

2 財政ビジョンについて ※下記、資料 1 及び 2 参照

- ・資料 1 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」冊子
- ・資料 2 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」パブリックコメント用リーフレット

3 パブリックコメントの概要

(1) 市民意見募集期間

令和 4 年 3 月 1 日（火）から 4 月 5 日（火）まで

(2) 御意見の提出方法

電子申請フォーム、電子メール、郵送（リーフレット付属の専用はがき）、FAX

(3) パブリックコメント用リーフレット（資料 2）の配布場所

募集期間中、区役所、市立図書館、横浜市市民情報センター等で配布

※冊子（資料 1）は、各区役所広報相談係、市立図書館、横浜市市民情報センター、横浜市財政局財政課及び本市ホームページで閲覧できます。

(4) その他

区連会 2 月定例会、広報よこはま 3 月号や横浜市公式 Twitter・LINE でお知らせするほか、2 月下旬に記者発表を行います。

4 策定までのスケジュール（現在の予定：令和 4 年 2 月現在。議会への説明・審議を経て確定）

- 5 月頃 パブリックコメントの結果・原案の公表
- 6 月頃 確定 ※横浜市議会基本条例第 13 条に基づく

担当：財政局財政部財政課 高瀬、杉田、松永

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail: za-zaisei@city.yokohama.jp

放置自転車等 保管場所の統廃合について

- ・平素より、自転車等の放置防止対策、交通安全の推進に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。
- ・本市では、昭和 60 年に制定した「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、良好な生活環境を保持するため、駅周辺の道路等公共の場所を「自転車等放置禁止区域」に指定し、区域内に放置された自転車等について、保管場所への移動、所有者への返還を行っています。
- ・近年、市内の放置自転車台数は、概ね減少傾向にあり、泉区内についても、皆様の御尽力により、自転車等の放置状況は大きく改善されてきました。
- ・こうした中、移動、保管・返還業務についても、より効率的な運営が求められており、このたび、和泉町保管場所を含めた市内 4 か所の自転車保管場所について、近隣の保管場所へ統合することとしました。

和泉町保管場所は、阿久和西保管場所（瀬谷区）、長尾台保管場所（栄区）へ統合のうえ、令和 4 年 3 月末をもって閉鎖となります。

また、泉区内の放置自転車搬入先は、令和 4 年 2 月以降、上記統合先保管場所に変更しています。（裏面参照）

今後も引き続き、放置防止対策や交通安全の推進につきまして、御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 和泉町保管場所について

- ・所在地：泉区和泉中央北四丁目 24 番 45 号
- ・面積：1,590 m²
- ・対象駅：泉区内 9 駅
- ・移動台数：5～6 台／月（令和 3 年 4 月～12 月の平均値）
- ・返還台数：2～3 台／月（令和 3 年 4 月～12 月の平均値）

2 統合先保管場所

(1) 長尾台保管場所（栄区長尾台町 499 番地）

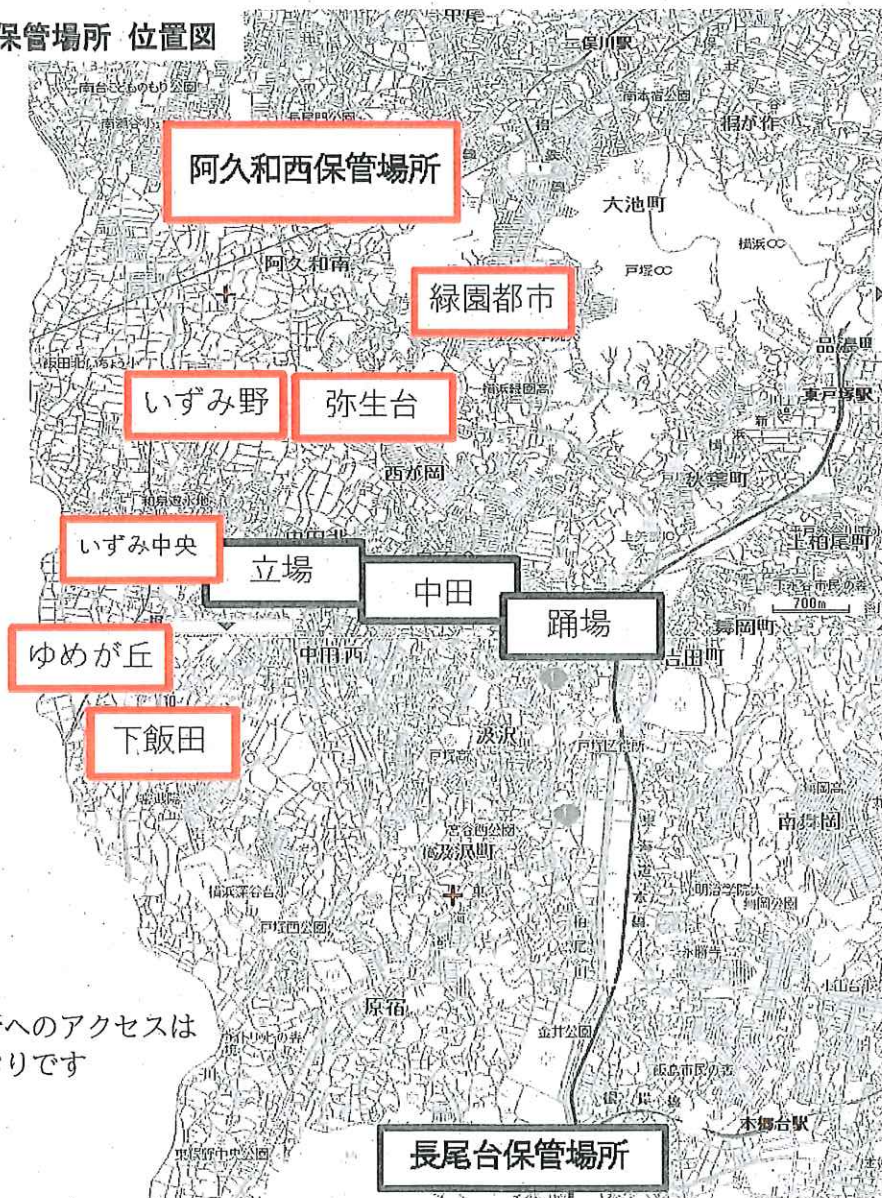
・踊場駅、中田駅、立場駅 周辺 放置禁止区域内の放置自転車・バイク

(2) 阿久和西保管場所（瀬谷区阿久和西 3 丁目 38-18）

・緑園都市駅、弥生台駅、いずみ野駅、いずみ中央駅、ゆめが丘駅、下飯田駅
周辺 放置禁止区域内の放置自転車・バイク

・その他の泉区内の道路等公共の場所(放置禁止区域外)の放置自転車・バイク

統合先保管場所 位置図



各保管場所へのアクセスは
別紙のとおりです

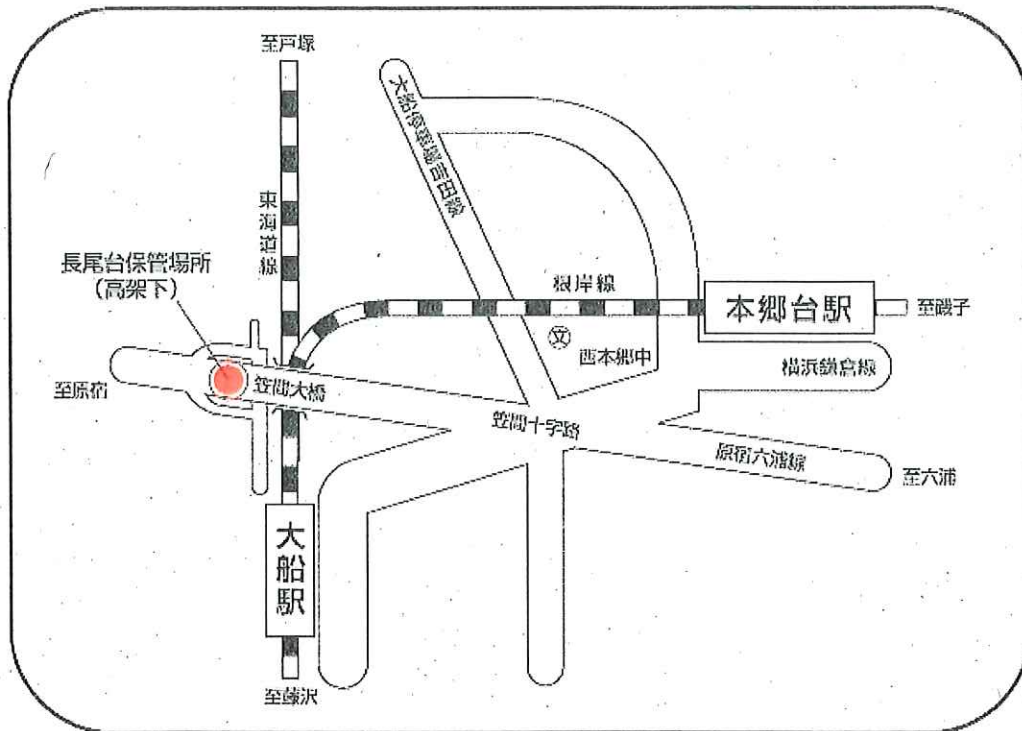
担当 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 671-3644

○長尾台保管場所

＜最寄り駅：JR大船駅＞

大船駅西口（大船観音側）から約1,500m 徒歩約15分



【立場駅から】（約 35 分）

立場駅→(市営地下鉄)→戸塚駅→(JR 東海道線・横須賀線)→大船駅

【中田駅から】（約 35 分）

中田駅→(市営地下鉄)→戸塚駅→(JR 東海道線・横須賀線)→大船駅

【踊場駅から】（約30分）

踊場駅→(市営地下鉄)→戸塚駅→(JR 東海道線・横須賀線)→大船駅

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長
小 林 修 二

住宅用防災機器に関する情報提供及びチラシの配付について（情報提供）

晩冬の候 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、消防行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月1日から7日まで「春の火災予防運動」が実施されます。ぜひ、この機会に地域の方々へ住宅用防災機器の点検・交換を呼び掛け、より一層の地域防災力向上を推進していただきますようお願いします。

○住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の寿命は10年と言われており、2011年6月の設置義務化から10年が経過したことから、今後、設置されている住宅用火災警報器の電池切れや故障等で、気づかぬ間に火災を感知しなくなる恐れがあります。

○住宅用消火器

住宅用消火器につきましても、使用期限を過ぎた消火器は破裂による人身事故の危険があります。放置せず速やかに新しい消火器に取り替えてください。特に、腐食、キズ、変形などがみられる消火器は、たとえ使用期限に達していても直ちに交換してください。

○メリットの多い、地域での共同購入をご検討ください。

- ・ 自宅にいながら注文可能なため、自ら販売店に足を運ぶ必要がなくなり、「どの機器が良いのか?」「どこで購入できるのか?」という手間を省くことができる。
- ・ 悪質訪問販売を抑止できる。
- ・ 地域・団体等でまとめて同時期に設置（交換）することで、電池・機器の次回交換時期が容易に確認できる。

○その他

チラシが必要な場合は下記担当まで、御連絡をお願いいたします。

担当：泉消防署総務・予防課
坂詰、藤木
電話：801-0119



住宅用火災警報器や住宅用消火器には**寿命**があります。

設置した機器がいざという時に使用できなければ意味がありません。

ちゃんと作動するか、日頃から点検をしておきましょう。

住宅用火災警報器（寿命は約10年）	住宅用消火器（寿命は約5年）
万が一、出火したら早く気付くことが大事 ～住宅用火災警報器は火災の早期発見に役立ちます～ 点検方法  点検用の紐を引く   天井にあるものは傘などで点検ボタンを押す 表面の点検用ボタンを押す	火が小さいうちなら、自分で消火することも可能 ～火災の初期消火には住宅用消火器が有効です～ 主な点検箇所  使用期限を過ぎている  へこみや変形がある  サビや腐食がある

点検の結果、不備が見つかったら、すぐに新しいものに交換しましょう。

備えて安心、住宅用防災機器

設置した機器がいざという時に使えなければ意味がありません。ちゃんと働いてくれるよう、日頃から点検をしておきましょう。

住宅用火災警報器 (寿命は約10年)

万が一、出火したら早く気付くことが大事
～住宅用火災警報器は火災の早期発見に役立ちます～

点検方法



表面の点検用ボタンを押す



天井にあるものは傘などで点検用のボタンを押す



紐を引く

住宅用消火器 (寿命は約5年)

火災は火が小さいうちなら、自分で消火することも可能
～火災の初期消火には住宅用消火器が有効です～

主な点検箇所



本体裏面



使用期限を過ぎている

へこみや変形がある



サビや腐食がある

点検の結果、不備が見つかったら、すぐに新しいものに交換しましょう。

住宅用自動消火装置 (火災を感知したら自動消火)

火災の熱を感知すると、自動で消火をしてくれる優れたもので、複雑な配管施行や電気工事は必要ありません。

設置場所や消火用途により、様々な装置が販売されています。



札幌市消防局より写真提供

この機会にぜひ、共同購入を!

共同購入で防災機器を購入するメリット

- ① 自ら販売店に足を運ぶ必要がなくなり、どの機器が良いのか? どこで購入できるのか? など悩む必要がなくなります。
- ② 悪質な業者からの購入を避けることができます。
- ③ 隣近所にも、同じものが同じ時期に設置されるので、安心です!

★ホームセンターや家電量販店、またはお近くの防災機器販売店等で購入できます。

★警報器を買ったが「どこに取り付けるのかわからない」「高い所に付けるのが不安」などお困りの場合、各区の消防署までご相談ください。

【問い合わせ】 居住区の消防署または消防局予防課

電話 045-334-6406 FAX 045-334-6610

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（情報提供）

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。

詳細は別添「横浜市版 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内」をご覧ください。

2 申請書の配布及びチラシ配架場所（令和4年2月16日配布開始）

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある住民税非課税世帯には、2月14日から順次、「確認書（申請書）」をお送りします。

世帯の中に令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる住民税非課税世帯の方や、家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の方は、下記(1)の方法で申請書を取得していただき、申請をしてください。

(1) 申請書配布

ア 区役所申請サポート窓口、区社会福祉協議会にて配布

イ 横浜市ウェブページからダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

(2) チラシ配架場所

市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ

3 お問合せ先

(1) 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝日含む。）

※ 3者通話による外国語対応を行います。

（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、タガログ語）

(2) 申請サポート窓口（令和4年2月16日開設）

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

※泉区役所では、1階区民ホールに設置いたします。

※ 詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜市 住民税非課税 給付金

検索

※ 広報よこはま2・3月号に制度概要等を掲載

※ 横浜市民生委員児童委員協議会3月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただきます。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

吉田、小野田

電話番号：671-4754、FAX 番号：664-4739

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

支給対象と申請の手続き

横浜市で支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯の世帯主）

① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和3年度※
「住民税均等割が非課税」
の世帯

※令和2年1月1日から令和2年12月31日の
間に得た収入が対象

② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民
登録があって新型コロナ
ウイルス感染症の影響で
令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯

【さらに】世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない
他都市含め、世帯内に、本給付金を支給された方がいない

A

確認書(申請書)が届きます(要返送)

世帯の全ての方が
令和3年1月1日以前から
横浜市にお住まいの場合

郵送で確認書（申請書）が届きます。
必要事項をご記入の上、ご返送ください。

または

B

申請書を提出してください

世帯の中に令和3年1月2日以降に
市外から転入してこられた方がいる
場合

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

申請書を提出してください

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**（支給は1回のみ）

申請期限（必着）

令和4年9月30日（金）

横浜市 住民税非課税 給付金

検索



特設ページ

家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

申請締切日
9/30 (金)
必着

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

支給対象となる世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があつて、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。

※令和4年6月以降（令和4年度住民税の税額決定後）に令和3年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和4年度住民税均等割非課税であることが条件です。

※世帯としての収入（所得）の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入（所得）で判定します。

住民税非課税相当の判定イメージ（例）

令和3年1月
以降の任意の
1か月の収入

×

≤

12か月

家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	204.3万円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。

詳細は、横浜市ウェブページ等でご確認ください。

申請手続き・問合せ先等

申請手続き : 申請書類は、横浜市ウェブページからダウンロード、または、お近くの区役所等でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト: [横浜市 住民税非課税 給付金](#) [検索](#)

コールセンター : 0120-045-320 (9:00~19:00、土日祝含む)

相談窓口 : 各区に申請サポート窓口を設置 (平日 9:00~17:00)

※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。



特設ページ